下関市立地適正化計画 資料編



9. 1 届出制度について

(1) 居住誘導区域外における開発行為又は建築行為の届出

居住誘導区域外における宅地開発等の動きを把握するための制度で、居住誘導区域外で行われる、以下に示す一定規模以上の開発行為又は建築行為については、市長への届出が義務付けられます。(都市再生特別措置法第88条)



出典:都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要(国土交通省)

1)届出時期

開発行為等に着手する30日前までに届出を行う必要があります。

2) 届出書類

①開発行為の場合

- ●届出書
- ●添付図書
- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する 図面(縮尺 1/1,000 以上)
- ・設計図(縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書

②建築行為の場合

- ●届出書
- ●添付図書
- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
- ・建築物の2面以上の立地図及び各階平面図(縮尺1/50以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書
- ③届出内容を変更する場合
- ●届出書
- ●添付図書:上記それぞれの場合と同様

(2) 都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の開発行為又は建築行為の届出

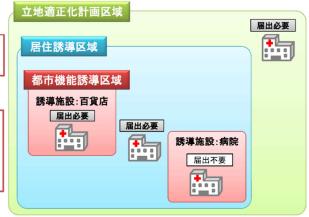
都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の立地動向を把握するための制度で、都市機能誘導区域外で都市機能誘導施設を有する建築物の開発行為又は建築行為を行おうとする場合には、市長への届出が義務付けられます。(都市再生特別措置法第 108 条)

〇開発行為

<u>誘導施設を有する建築物</u>の建築目的の開発行為を行 おうとする場合。

〇開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の<u>用途を変更</u>し<u>誘導施設を有する建築物とす</u> る場合



出典:都市計画運用指針における立地適正化計画に係る概要(国土交通省)

1)届出時期

開発行為等に着手する30日前までに届出を行う必要があります。

2) 届出書類

①開発行為の場合

- ●届出書
- ●添付図書
- ・当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する 図面(縮尺 1/1,000 以上)
- ·設計図(縮尺 1/100 以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書

②建築行為の場合

- ●届出書
- ●添付図書
- ・敷地内における建築物の位置を表示する図面(縮尺 1/100 以上)
- ・建築物の2面以上の立地図及び各階平面図(縮尺1/50以上)
- ・その他参考となる事項を記載した図書
- ③届出内容を変更する場合
- ・届出書
- ・添付図書:上記それぞれの場合と同様

(3) 都市機能誘導区域の区域内における誘導施設の休廃止*の届出

都市機能誘導区域内における都市機能誘導施設が休廃止することを事前に把握するための制度 で、都市機能誘導区域内において、誘導施設の休止又は廃止を行う場合には、市長への届出が必要 です。(都市再生特別措置法第 108 条の 2)

1)届出時期

休廃止の30日前までに届出を行う必要があります。

2) 届出書類

●届出書

※休廃止の定義

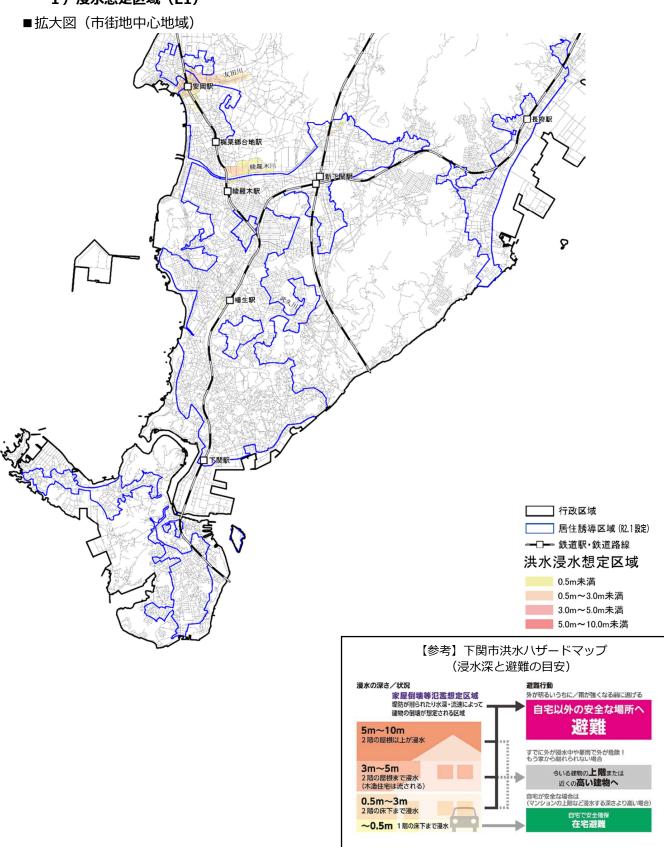
休止:施設の再開の意思がある場合(建て替え、改築等を含む)をいう。

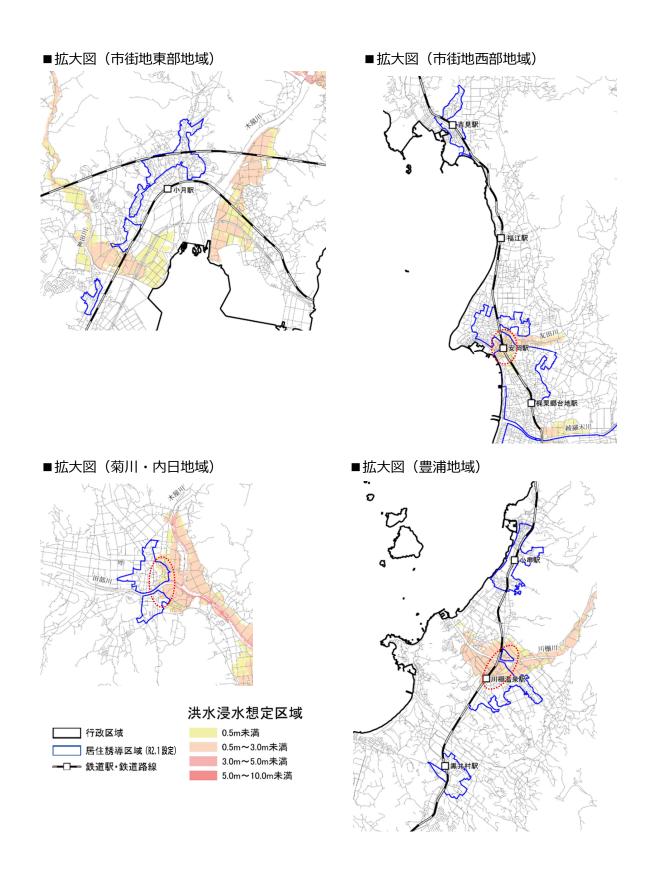
廃止:施設の再開の意思がない場合(移転を含む)をいう。

9. 2 各種ハザードリスク分析 詳細図面・その他検討資料

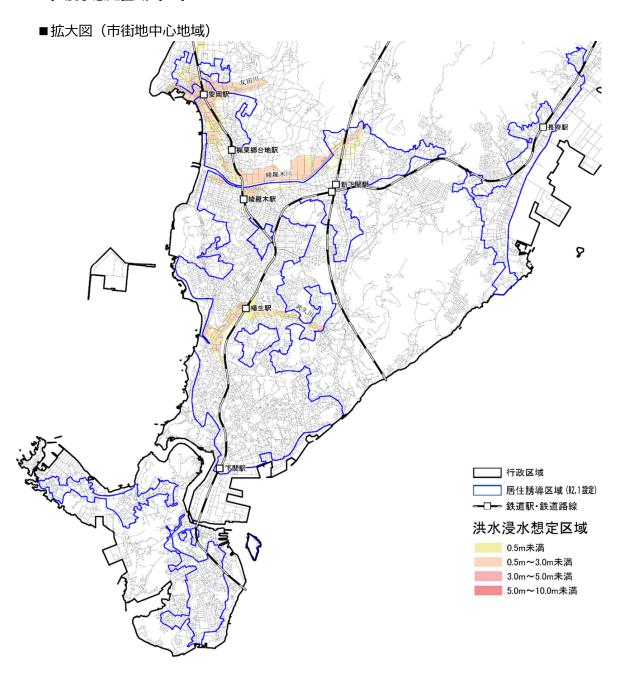
(1)洪水

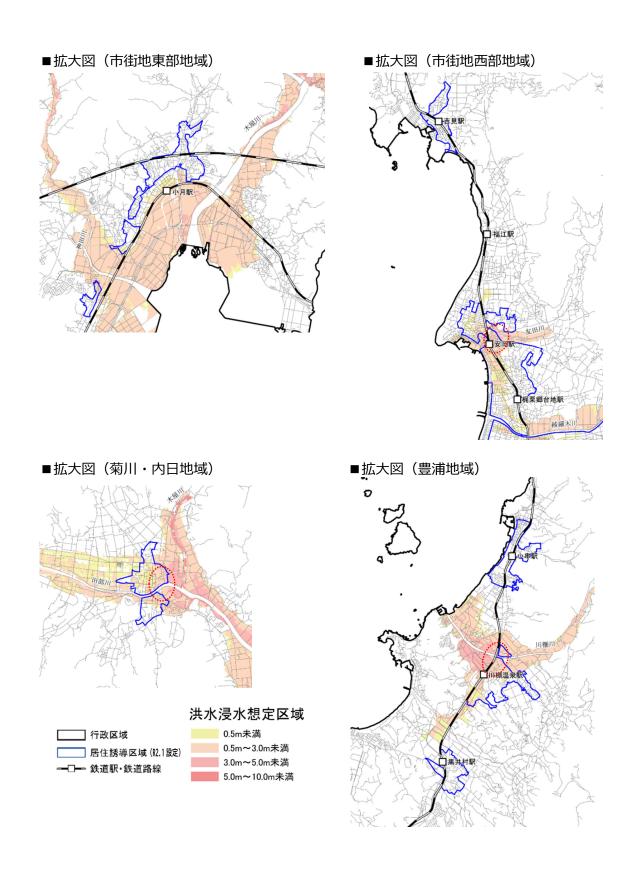
1)浸水想定区域(L1)



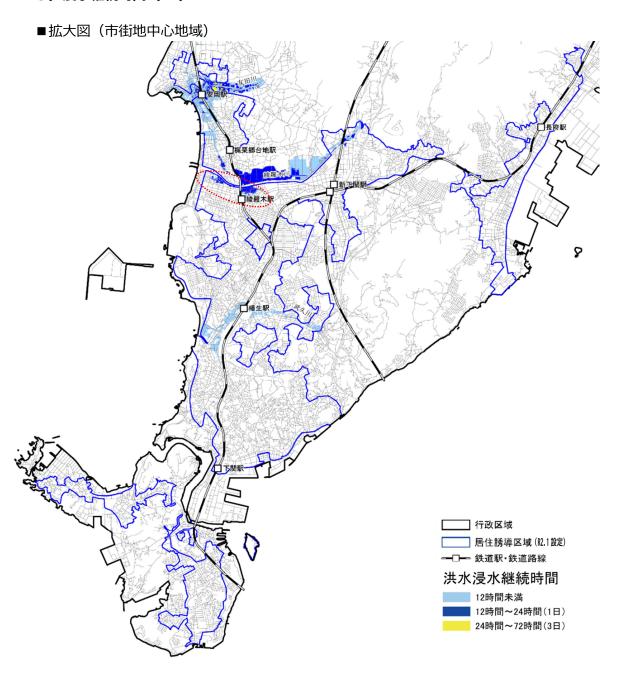


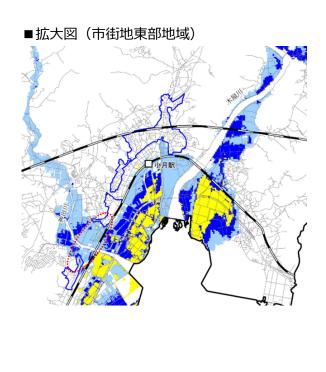
2) 浸水想定区域(L2)



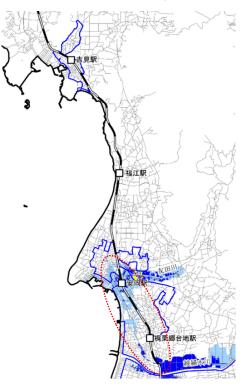


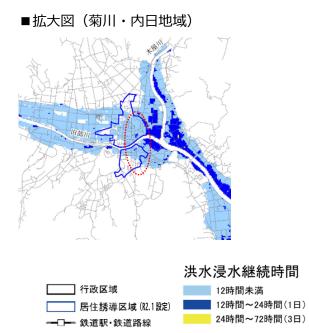
3)浸水継続時間(L2)

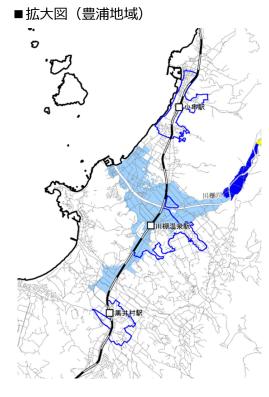




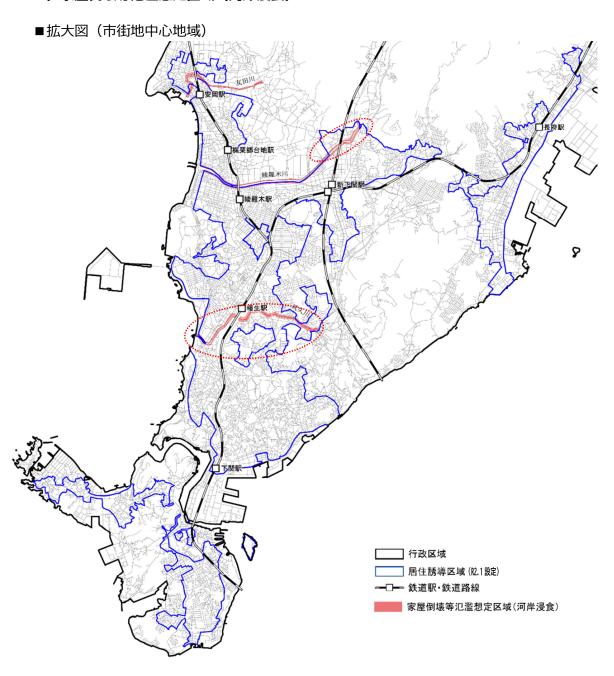
■拡大図(市街地西部地域)

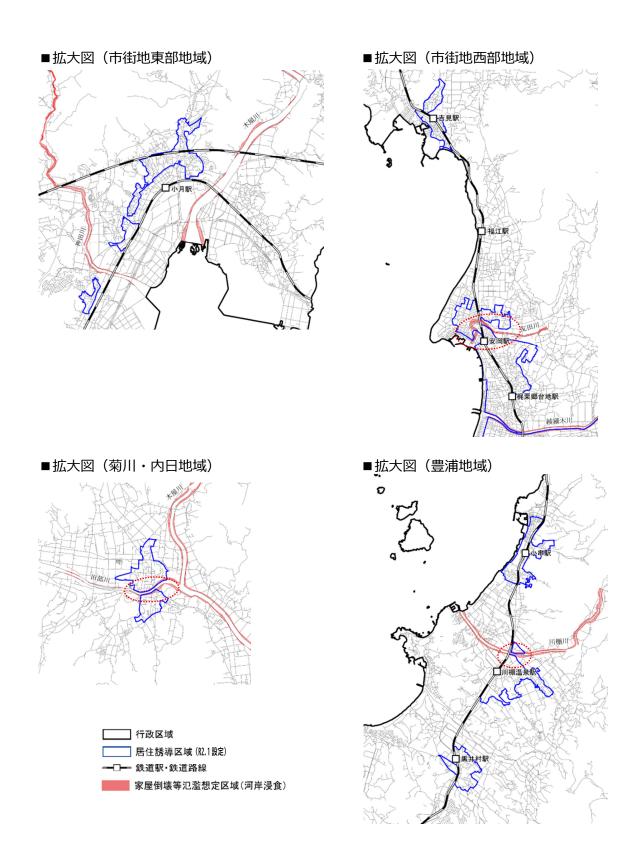




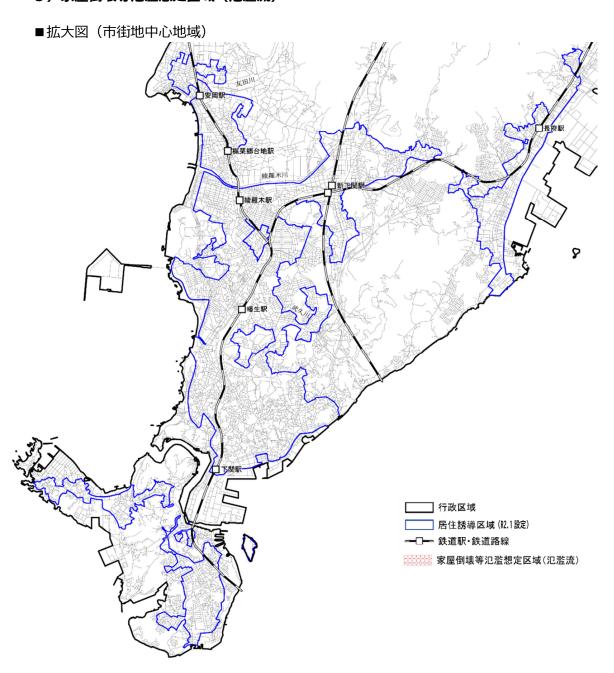


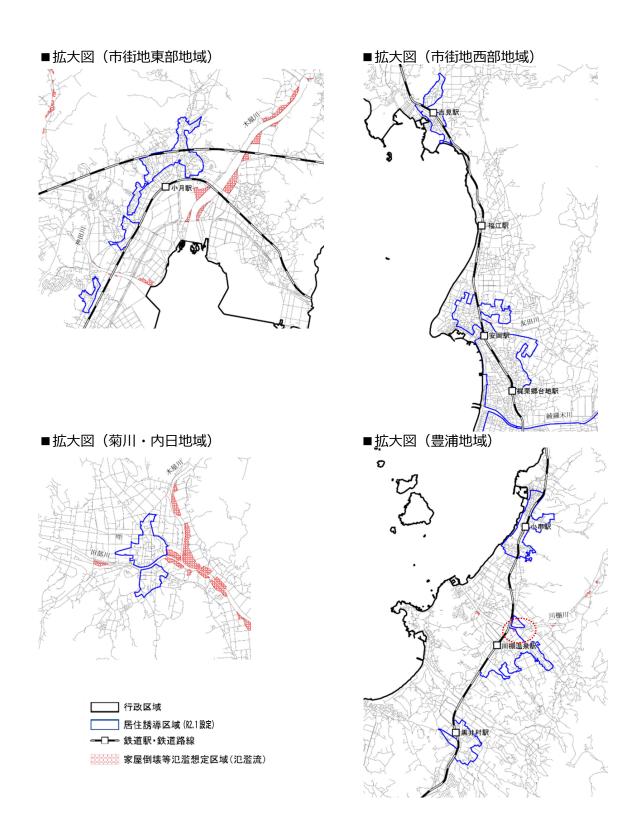
4) 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食)





5) 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

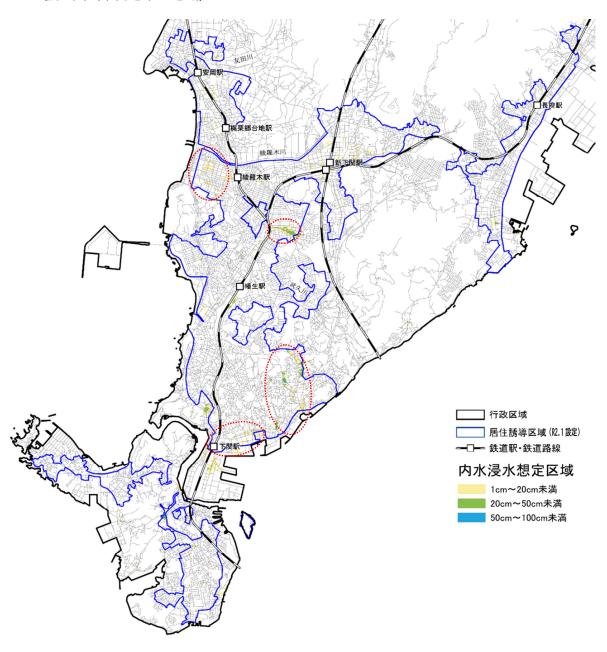


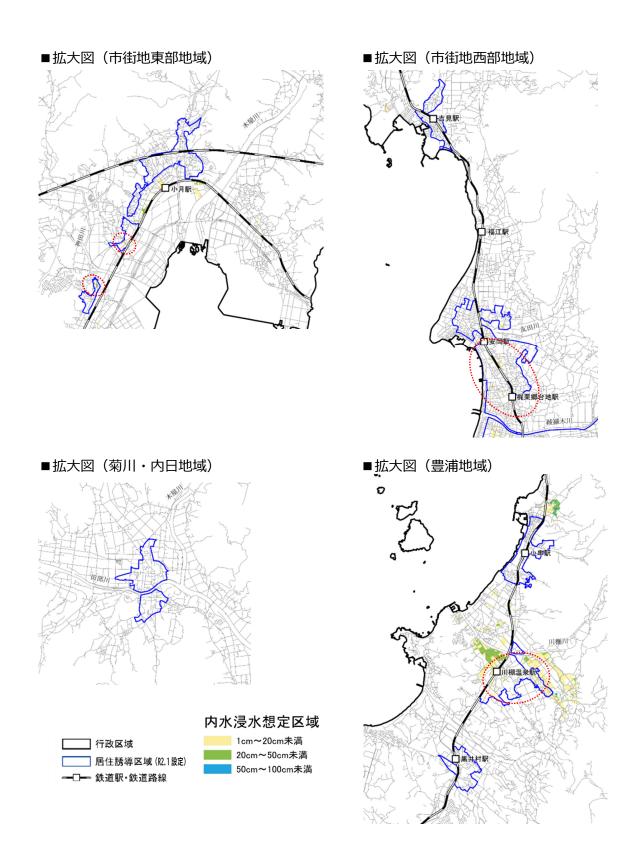


(2)内水氾濫

1)浸水想定区域

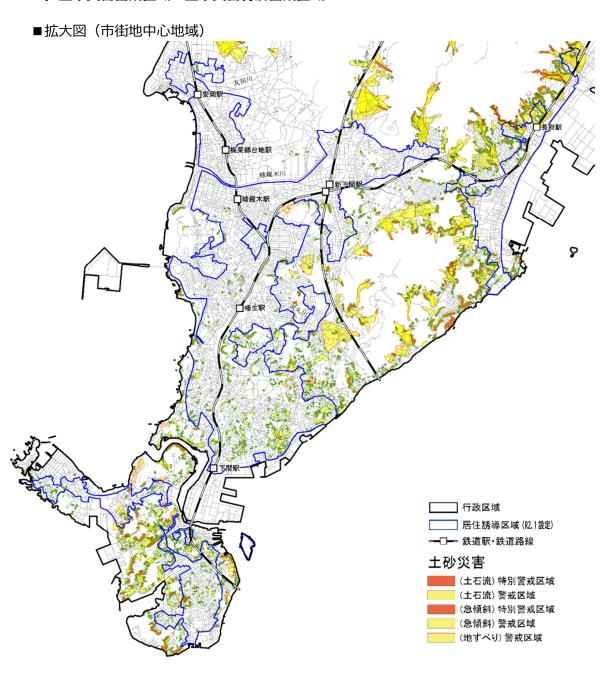
■拡大図(市街地中心地域)

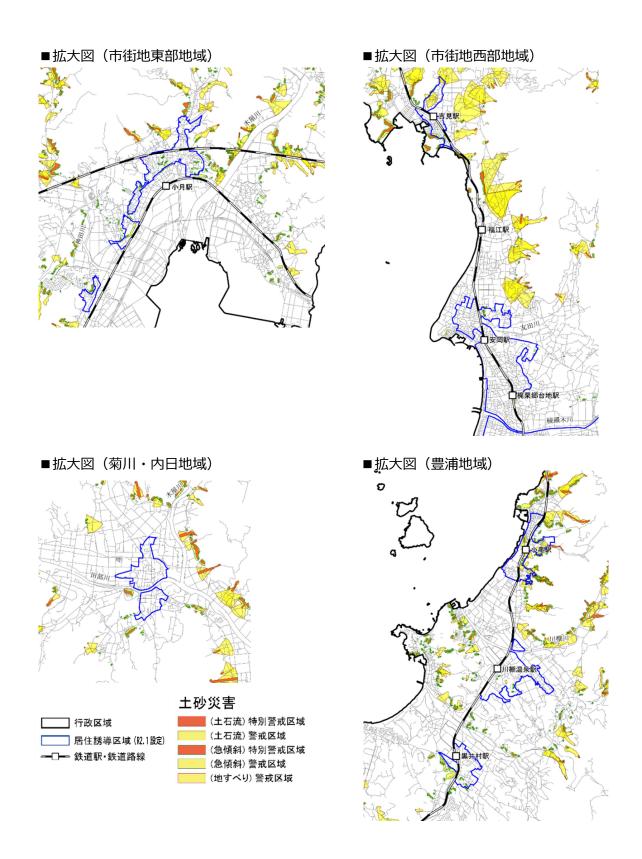




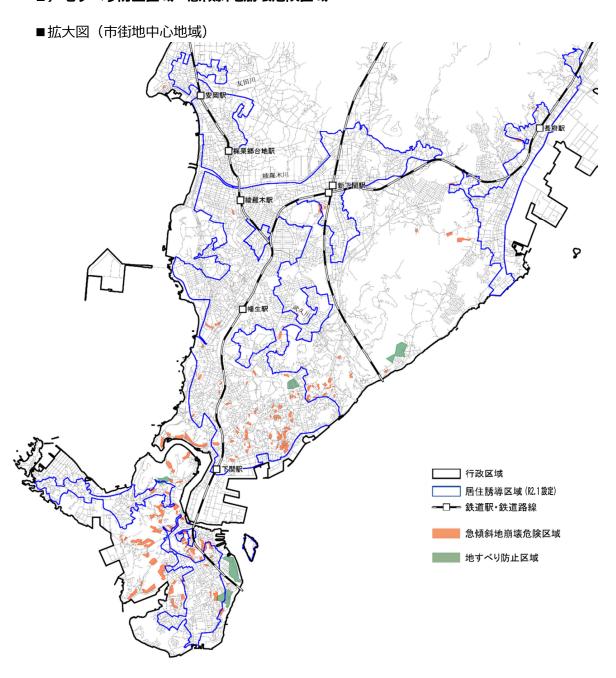
(3) 土砂災害

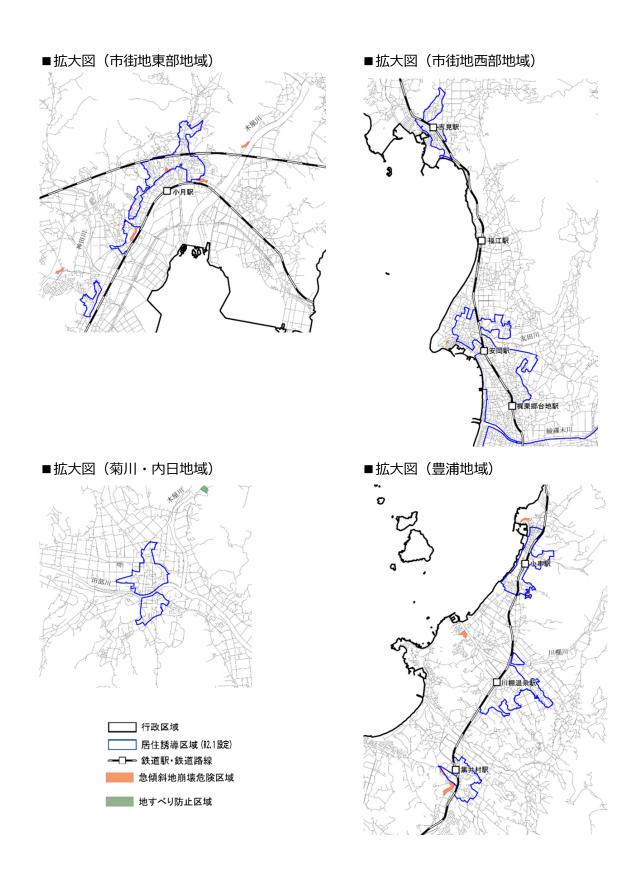
1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域





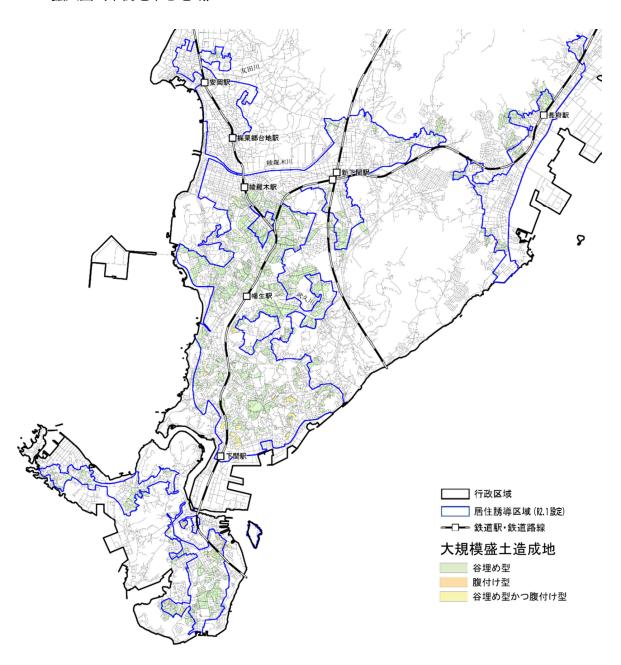
2) 地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域

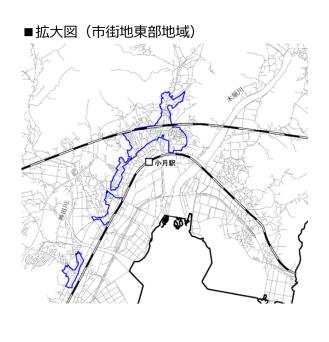


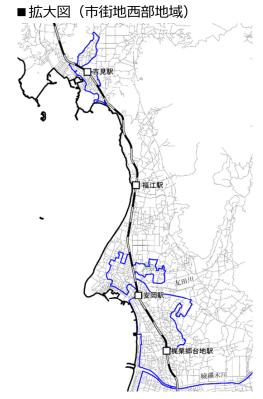


3)大規模盛土造成地

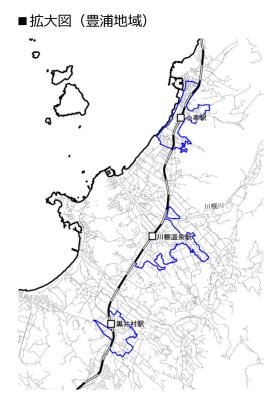
■拡大図(市街地中心地域)





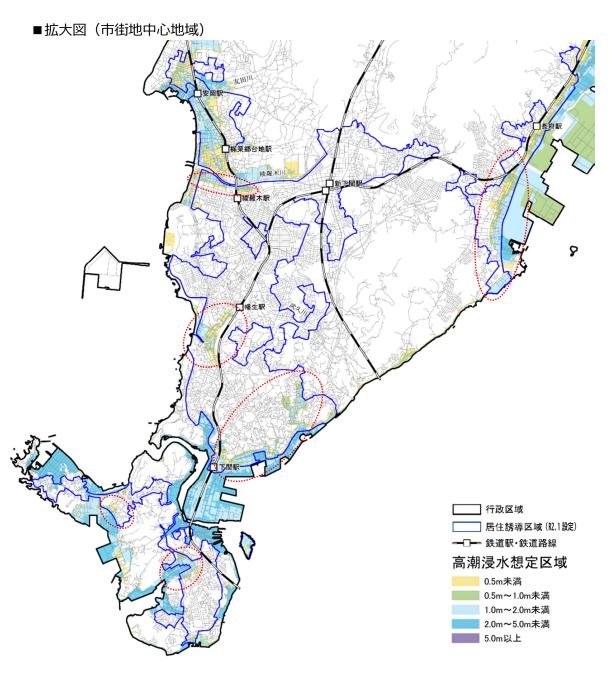


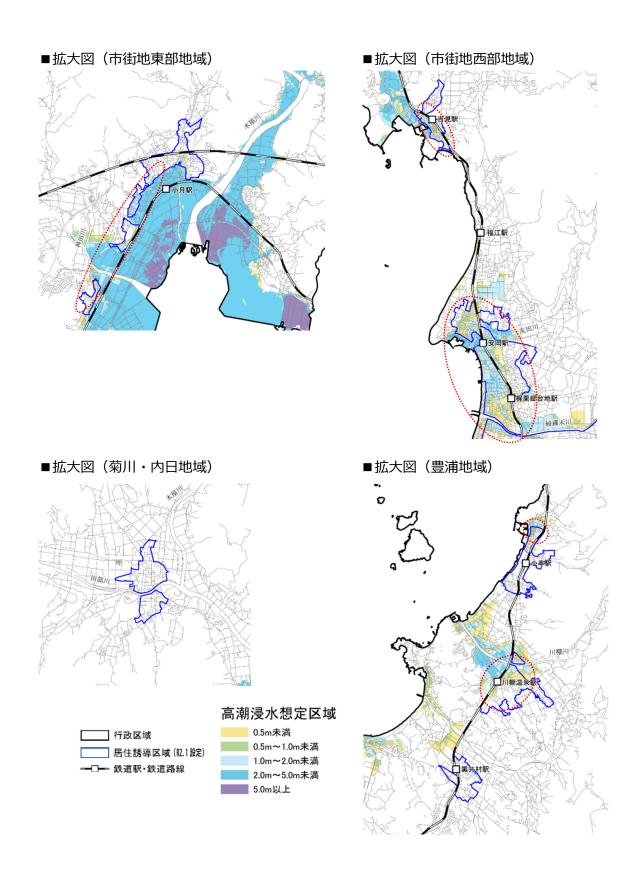




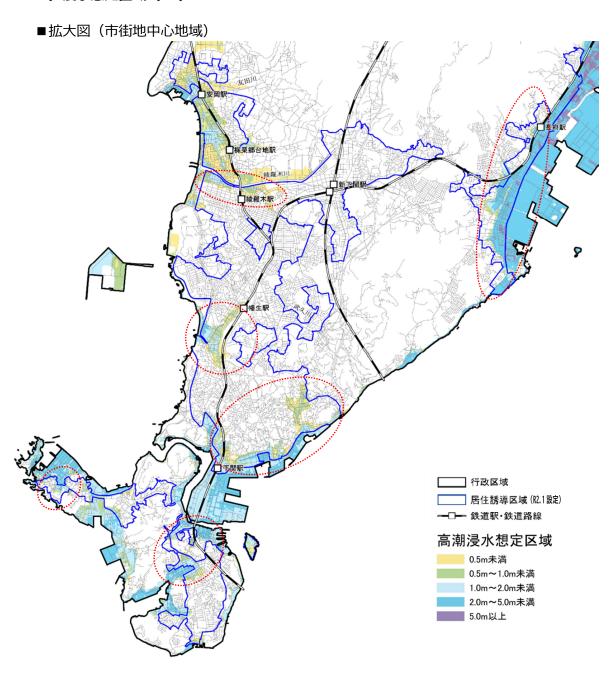
(4)高潮

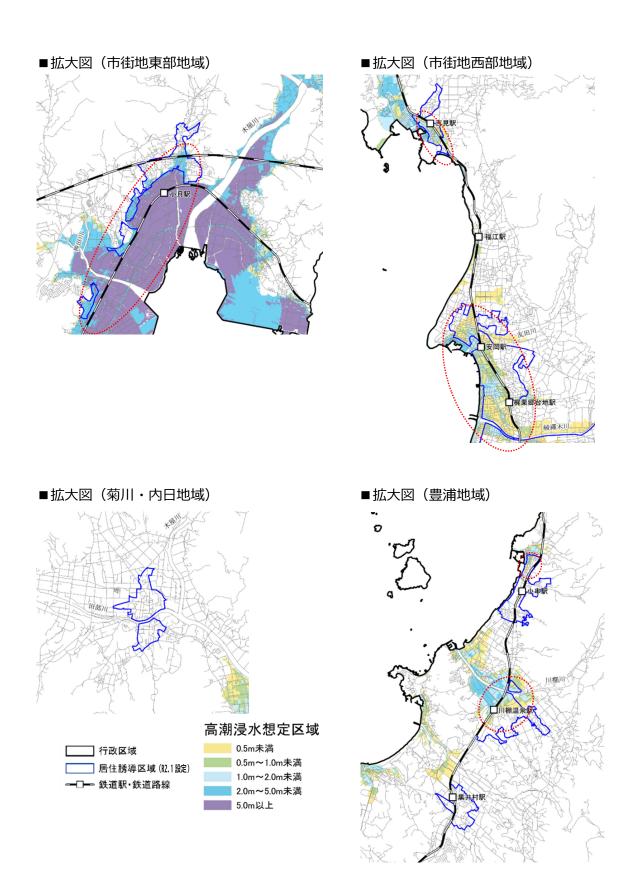
1)浸水想定区域(L1)



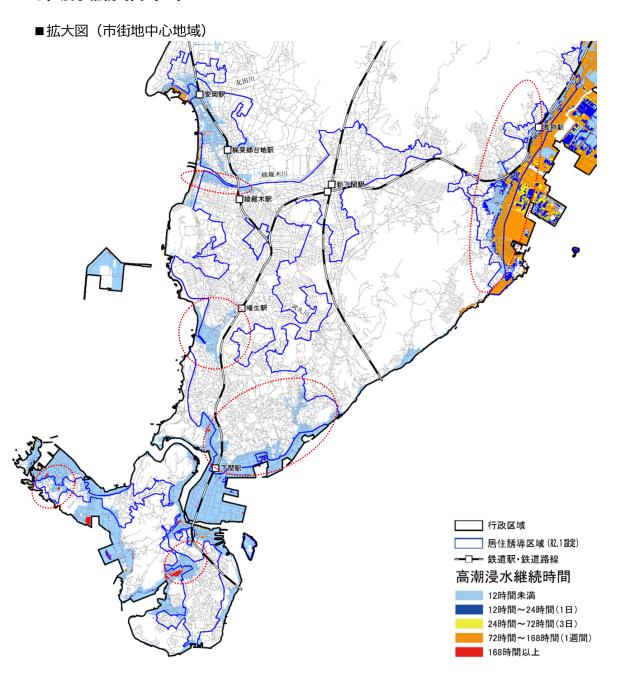


2) 浸水想定区域(L2)



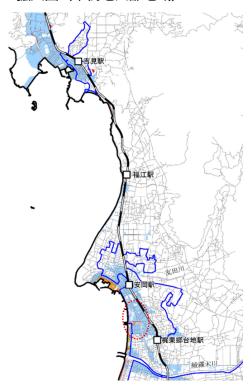


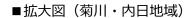
3)浸水継続時間(L2)

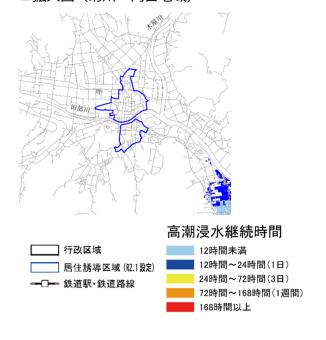


並大図(市街地東部地域)

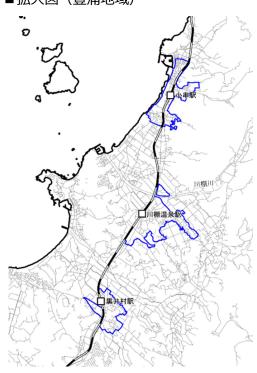
■拡大図(市街地西部地域)





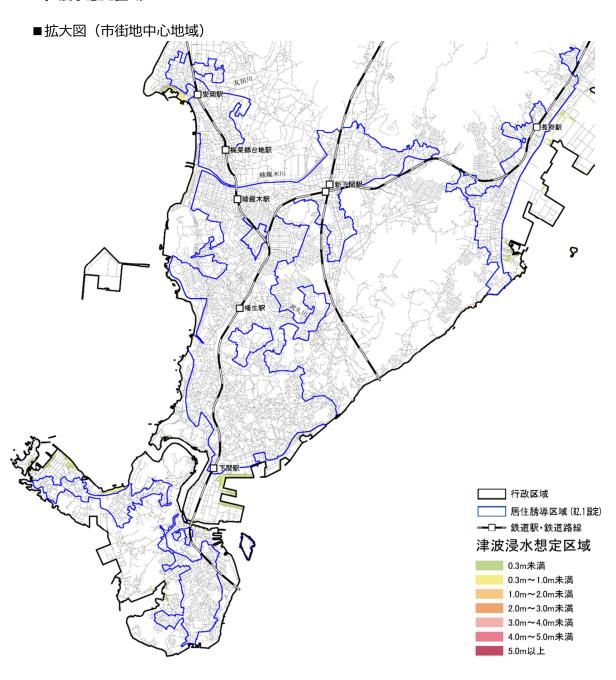


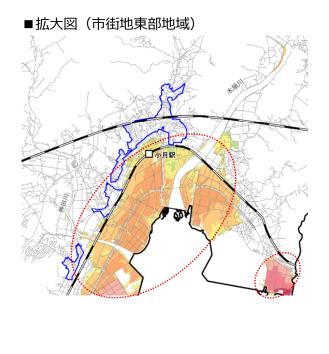
■拡大図(豊浦地域)

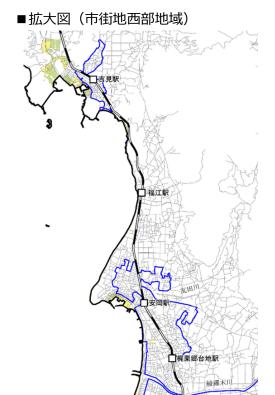


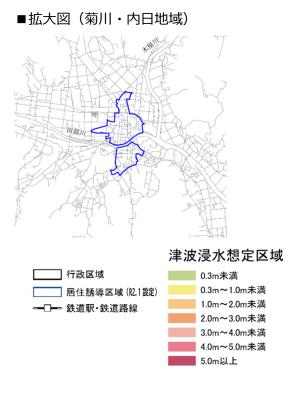
(5) 津波

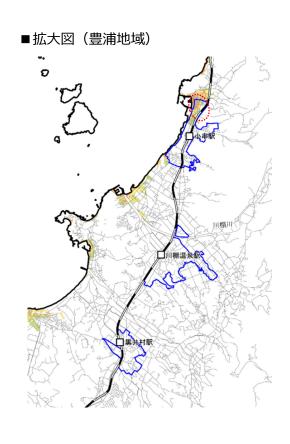
1)浸水想定区域







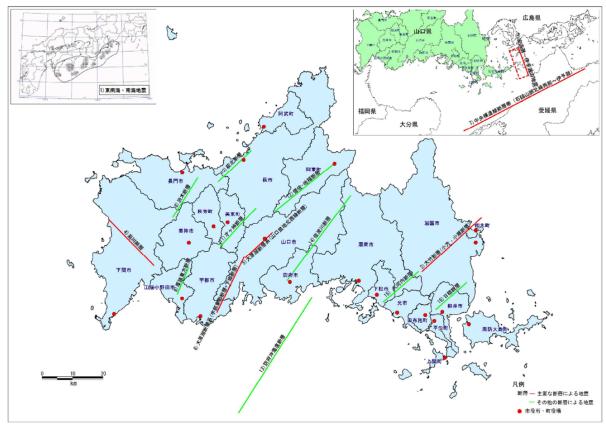




(参考) 山口県地震被害想定調査

県では平成 20 年に山口県地震被害想定調査を行い、大地震が想定される主要活断層について発生 確率や最大震度を公表しています。

想定地震 *1	地震		位置	走向※1)	傾斜※2)	長さ	幅、	上端深さ	気象庁マグニ	モーメントマク・ニ	震源深さ
16 AC-018	タイプ	東経(°)	北緯(°)	(°)	(°)	(km)	(km)	(km)	チュート [*] M	チュート [*] Mw ^{*2}	(km) *3
1) 東南海・南海地震	プレート間	_	_	_	_	_	_	_	8.5	8.6	_
2) 安芸灘~伊予灘の地震		(北端)132°33′ (南端)132°39′	(北端)34°07' (南端)33°53'	N20° W	135	28.0	13.0	45.0	7.25	6.9	49.6
3) 大竹断層(小方一小瀬断層)	内陸 (地殼内)	(北端)132°15′ (南端)132°02′	(北端)34°1 4 ′ (南端)34°05′	N48° E	90	26.0	20.0	0.0	7.2	6.9	20.0
4) 菊川断層	内陸 (地殼内)	(北端)130°55' (南端)131°05'	(北端)34°14' (南端)34°06'	N45°W	90	21.0	20.0	0.0	7.0	6.7	20.0
5) 大原湖断層系(山口盆地北 西縁断層)	内陸 (地殼内)	(北端)131°30′ (南端)131°24′	(北端)34°12′ (南端)34°07′	N48° E	90	12.0	12.0	0.0	6.6	6.3	12.0
6) 大原湖断層系(宇部東部断 層+下郷断層)	内陸 (地殼内)	(北端)131°24′ (南端)131°18′	(北端)34°07' (南端)33°58'	N26° E	90	20.0	20.0	0.0	7.0	6.7	20.0
7) 中央構造線断層帯(石鎚山脈北縁西部~伊予灘)	内陸 (地殼内)	(東端)133°14′ (西端)131°59′	(東端)33°56′ (西端)33°24′	N65°E	90	130.0	15.0	0.0	8.0	7.6	15.0
8) 渋木断層	内陸 (地殼内)	(北端)131°14′ (南端)131°09′	(北端)34°21′ (南端)34°14′	N32° E	90	15.0	15.0	4.0	6.8	6.5	19.0
9)厚狭東方断層	内陸 (地殼内)	(北端)131°12′ (南端)131°10′	(北端)34°05′ (南端)34°01′	N23° E	90	9.4	9.4	4.0	6.5	6.2	13.4
10) 萩北断層	内陸 (地殼内)	(北端)131°26′ (南端)131°19′	(北端)34°26′ (南端)34°20′	N47°E	90	14.6	14.6	4.0	6.8	6.5	18.6
11) 才ケ峠断層	内陸 (地殼内)	(北端)131°27′ (南端)131°19′	(北端)34°16′ (南端)34°09′	N43° E	90	16.8	16.0	4.0	6.9	6.6	20.0
12) 徳佐一地福断層	内陸 (地殼内)	(北端)131°43′ (南端)131°31′	(北端)34° 24 ′ (南端)34°15′	N51°E	90	25.1	20.0	0.0	7.2	6.9	20.0
13) 防府沖海底断層	内陸 (地殻内)	(北端)131°39' (南端)131°23'	(北端)34°00′ (南端)33°40′	N33° E	90	44.1	16.0	4.0	7.6	7.2	20.0
14) 佐波川断層	内陸 (地殼内)	(北端)131°47′ (南端)131°33′	(北端)34°18′ (南端)34°30′	N37°E	90	34.4	16.0	4.0	7.4	7.0	20.0
15) 大河内断層	内陸 (地殼内)	(北端)132°01′ (南端)131°54′	(北端)34°05′ (南端)33°59′	N49°E	90	15.1	15.1	0.0	6.8	6.5	15.1
16) 日積断層	内陸 (地殼内)	(北端)132°11' (南端)132°05'	(北端)34°03′ (南端)33°58′	N49°E	90	13.4	13.4	4.0	6.7	6.4	17.4



出典:山口県地震被害想定調査報告書

(参考) 菊川断層地震による被害想定(下関市内)

		建物被害総計	14,905					
		揺れ	2,334					
	全壊	液状化	493					
建	棟)	土砂災害	670					
被害	半壊	揺れ	9,461					
棟	建物被害(棟)						液状化	716
)		土砂災害	1,231					
		出火件数(件)	4					
	火災	残出火件数(件)	4					
		焼失棟数(棟)	469					

人的被害(人)	死者	建物倒壊 屋内収容物移動・ 転倒	122
	7.13	土砂災害	44
		火災、その他	2
	負傷者	建物倒壊 屋内収容物移動・ 転倒	1,251
	只物日	土砂災害	55
		火災、その他	25
	上下水	断水人口	164,2 74
ライフ	下水道	機能支障人口	43,42 5
ライフライン等被害	電力	1 日後停電軒数 (軒)	17,87 8
	通信	不通 (回線)	329
	ガス	供給停止(世帯)	0
交通	緊急輸送道路	被害箇所(箇所)	13
	道路	被害箇所(箇所)	47
	港湾	被害度がかなり高い (岸壁)	2

出典:山口県地震被害想定調査報告書

9.3 居住誘導区域詳細検討資料

居住誘導区域の見直し検討

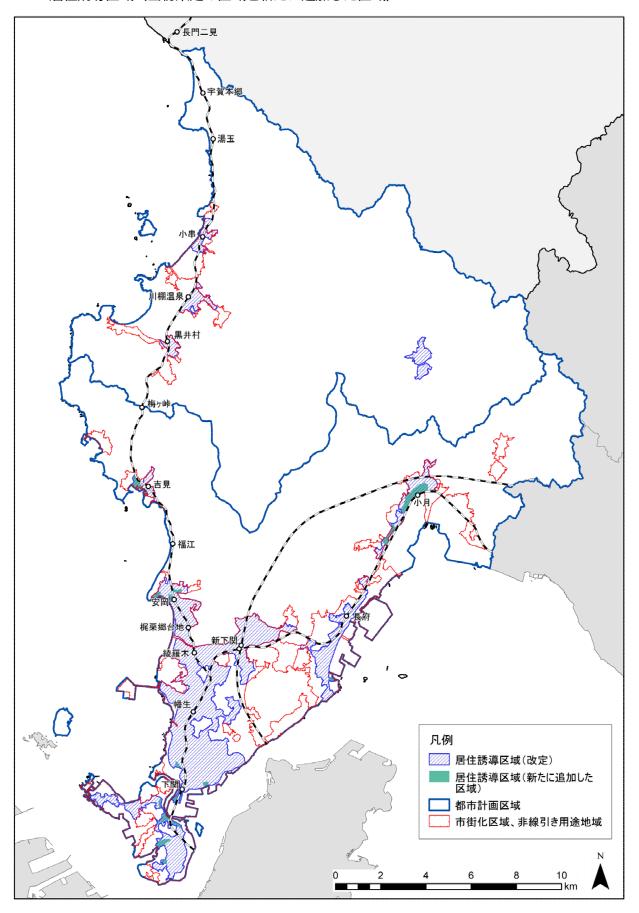
当初策定(令和2年(2020年)1月)の計画では、居住誘導区域の設定方針について、本編第5章「■居住誘導区域に含めるにあたって検討が必要な区域」(P36)に示す「津波災害警戒区域」及び「浸水想定区域」のうち、浸水想定が2mを超える区域は居住誘導区域に含めないこととしていましたが、防災指針の作成により、津波、洪水、高潮等のハザードに対し、ハード対策またはソフト対策によるリスクの回避・軽減が見込まれます。

そのため、本編第5章において本市における居住誘導区域の考え方を整理した上で、「(2)居住誘導区域の区域設定」(P37~41)に示すとおり、居住誘導区域を設定しました。

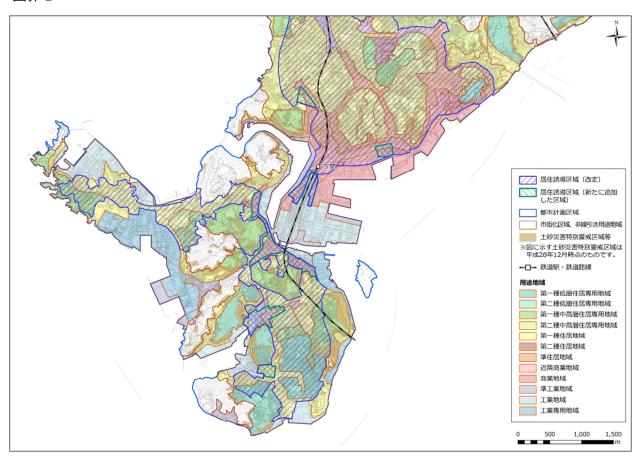
■居住誘導区域の面積

		居住誘導区域面積(ha)
当初策定計画の区域		2,862.0
改定計画の区域		3,040.8
	下関都市計画区域	2,770.3
	下関北都市計画区域	270.5

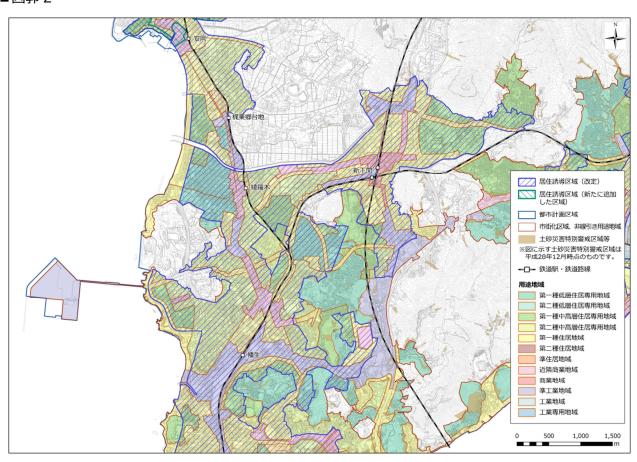
■居住誘導区域(当初策定の区域と新たに追加した区域)



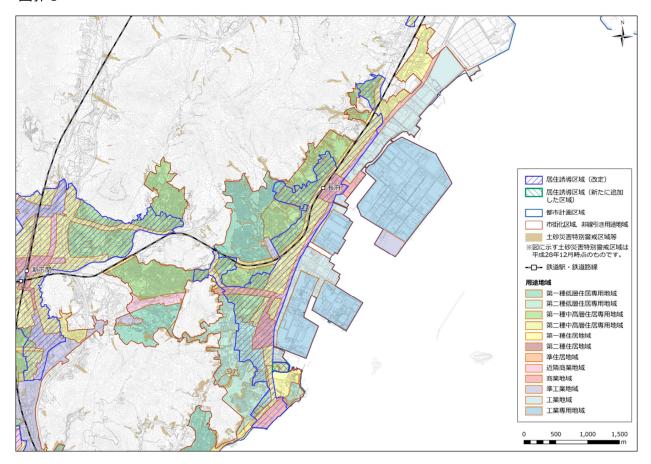
■図郭 1



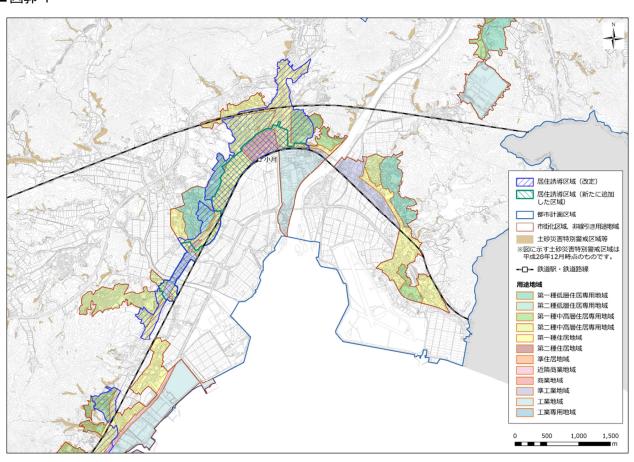
■図郭 2



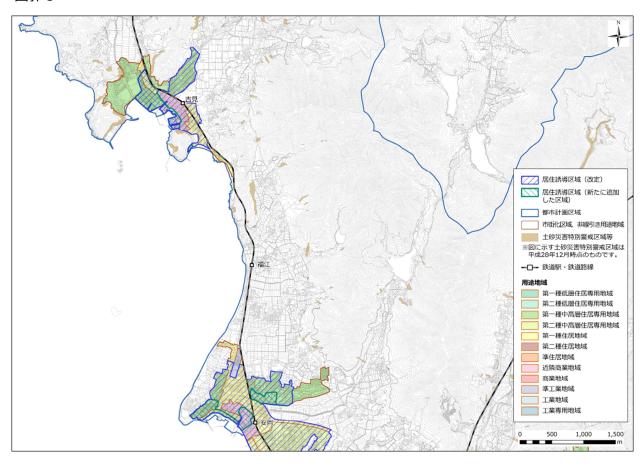
■図郭3



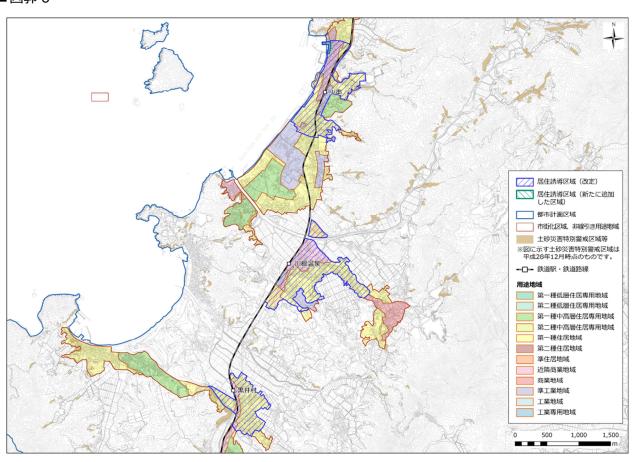
■図郭 4



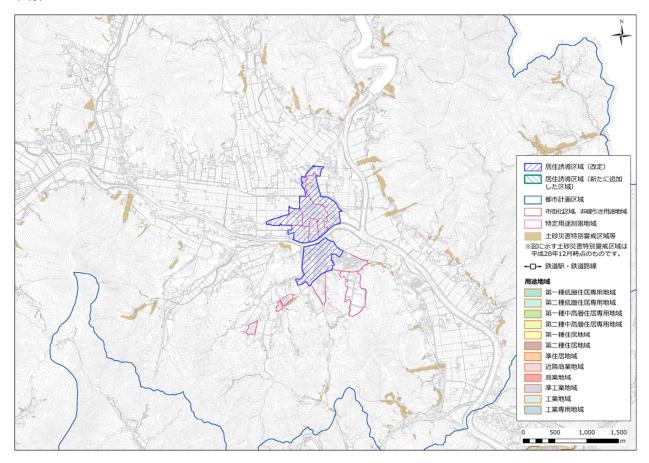
■図郭 5



■図郭 6



■図郭7



9. 4 都市機能誘導区域詳細検討資料

(1) 都市機能誘導区域の見直し検討

下関市都市計画マスタープランに位置付けている都市拠点及び地域拠点を対象として、施設分類毎の都市機能の集積状況及び徒歩圏人口の動向、公共交通の利便性等を把握・整理しました (施設分類毎の徒歩圏人口の動向は本編 P17~22 参照)。

1) 対象施設

都市機能の集積状況については、下関市都市計画マスタープランにおいて重点的誘導を図る都市機能に位置付けられている施設を基本に整理しました。

■重点的誘導を図る都市機能(下関市都市計画マスタープラン)

区分		都市拠点		地域拠点	地域拠点 (田園住宅型)		
地域	中心市街地 (下関駅〜唐戸)	新下関駅周辺	運動拠点 (下関運動公園)	山の田、彦島、 長府、小月、 川中、安岡	豊浦、菊川		
	総合	行政		支所	総合支所		
重点都的	商業・	·業務		商業・業務	日用品販売		
都市機能図る	医療	福祉	基幹的な	医療福祉	身近な医療福祉		
	高次教育・文化・	・コンベンション	運動施設	教育・文化、 子育て、集会	教育・文化、 子育て、集会		
	広域交			交通結節	交通結節		

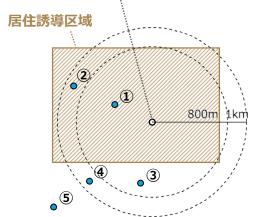
2) 都市拠点・地域拠点毎の集積状況

都市拠点については、当初決定の都市機能誘導区域に対する都市機能の集積状況を整理しました。

地域拠点については、鉄道駅または支所・総合支所を基準に、徒歩や自転車で利用しやすい 半径 800m圏域~半径 1 km 圏域の都市機能の立地状況を整理しました。

■地域拠点における都市機能の立地状況の整理

鉄道駅または支所・総合支所



施設の立地場所		左図の	次項の表中		
	基準とする施設 からの距離	番号	の記号		
居住誘導区域内	半径 800m圏内	1	0		
に立地	半径 1km 圏内	2	Δ		
尼 分表送应状况	半径 800m圏内	3	○居外		
居住誘導区域外 に立地	半径 1km 圏内	4	△居外		
1C777B	半径 1km 圏外	(5)	_		

※記号横の数字は施設数

■都市拠点・地域拠点毎の集積状況

		検討用施設分類				都市拠点			地域拠点						(田園化	主宅型)	集落拠点	※都計外
大分類	中分類	小分類	高次都市	施設市内	数都市計画区域	中心市街 地(下関駅 ~唐戸)	新下関駅周辺	運動拠点	山の田	彦島	長府	小月	川中	安岡	豊浦	菊川	豊田	豊北
			機能	IPPS	内		市機能誘導區	I 区域	幡生駅	支所	支所	小月駅	綾羅木駅	安岡駅	川棚駅	菊川総合支所	豊田総合支所	滝部駅
①商業施設 :	大型店	百貨店	•	1	1	01	_	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	-
		ショッピングセンター	•	5	5	○2	_	_	-	-	_	_	01	-	-	-	-	-
		ホームセンター 専門店		14	11	_	- 01	_		- 01	_	_	O1 O1,∆1	 ∆1	O2 —	△居外1	○居外1,△居外1	○居外1
	その他商	食品スーパー		58	54	O4	03	_	○2,△1	○2,△2,居外1	○1,△1	O2	03	O2	○3	○1,△居外1	○居外2	○居外2
ļ	業施設	コンピニ		107	104	○8	○5	_	○4,△2	○1,居外1,△3	○2	○2,△1	○3,△1	○2,△居外1	○2	○1,△2	-	○居外1
OF + 11-11		ドラッグストア		38	38		○2	-	○1,△3	○1,△居外1	01	01	○2	○2	○2.△居外1		-	_
②医療施設	病院	地域医療支援病院 救急告示病院	•	4	5	-	_	-	移転先候補	-	1km圏最寄り1	_	-	約1.5km		_	-	-
		3X-55 E 7VM III.		(10)	(9)	_	_	_	_	_	01	○居外1	_	_	_	_	○居外1	_
		一般病院		14	13	○2	-	-	△居外1	_	-	-	△1	△1	-	-	-	-
	診療所	休日・夜間診療所 一般診療所		208	199	- 012	- 012	_	1km圏最寄り1			- 07.61	- -	-	-	- ○3,△居外1	- OF 612	- OR412
		歯科診療所		136	129	○13 ○19	○13 ○6	_	○8,△4	○3,△2	○8,hijhz,△2	07,△1	○10,△2 ○8	06,△1	○6 ○2	○3,△唐外1	○居外2○居外3	○居外2○居外3
	医療保健	保健センター		8	6	01	01	_	0 1/22/2017	01	00	01,002	00	00,22	01	01	○居外1	○居外1
	福祉施設									-	-							
	障害者福 祉施設	障害福祉施設(通所型) 地域活動支援センター		107	104	O7 —		_	○6△2,居外1	○2,居外1,△1	○9,△1		○2,△1,居外1	○2,△1	O1 —	O2 _	○居外1	○居外1
		生活介護施設		16	15	-	-	-	-	01	-	_	_	-	-	01	-	_
1		就労移行支援事業		4	4	○2	-	-	-	-	01	-	-	-	-	-	-	-
		就労継続支援A型事業		9	9	○2	_	_	01	_	01	-	○1,△居外1		_	_	-	_
		就労継続支援B型事業 自立訓練(生活訓練)		37 2	35	O2	_	_	○4,△居外1	○1,居外1	O2 —	_	△1	01,∆1	_	01	○居外1	○居外1
		障害児通所支援施設		37	37	01		_	○1,△2	△1	○5,△1		01	01	01		_	_
		その他施設(障害福祉)		3	3	_	_	-	_	-	-	_	-	_	_	_	-	_
1	老人福祉	老人福祉施設 (通所型)		183	172	○3,居外1	O4	_	○9,△5,居外2	○2,居外1,△1	08	○4,△1	○4,△2		○2,△居外1	○1,△居外2	○居外1	△居外1
	施設	通所介護		66	65	-	O2 _	_	○4,△3	O1 —	O1 —	△1	01,△1	○2,△居外1	○2,△居外1	△居外1	- ORA1	_
		認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護		14 83	12 75		 	_	○1	○1,居外1	 	_ O4	- 03,△1	01,△1	_	△居外1	○居外1	△居外1
		通所リハビリテーション		7	7	-	-	_	△居外1	-	01	-	-	-	_	-	-	-
		小規模多機能型居宅介護		11	11	-	_	-	○2	△1	-	-	_	01	-	_	-	-
		複合型サービス(看護小		2	2	-	-	-	-	-	_	_	_	_	-	_	-	_
		地域包括支援センター 老人憩の家		13 14	11	区域最寄り1		_	O1 O1	O1 _	_	- O1	_ O1	○1 ○居外1	01	○1 1km圏最寄り1	△居外1	○居外1
		ふれあいプラザ		2	2	_	_	_	Δ1	O1	_	-	-	—	_	-	_	_
	その他施	保護施設		2	2	_	-	-	_	-	-	-	_	_	_	_	-	-
	設	温泉施設		1	1	-	_	_	_	_	_	_	_		_	1km圏最寄り1	-	_
③社会福祉	児童福祉	福祉センター 保育園(2,3号認定)		35	35	区域最寄り1 ○1	_ 	_	- ○2,△1	○居外1	- O1		○1,居外1,△1	_ ∆1	_	_	_	_
1 1	施設	地域型保育事業所(3号認定)		1	1	-	-	_	-	—	-	_	— UI,M991,Δ1	-	_	_	_	_
5)		認定こども園(1,2,3号認定)		26	22	_	-	-	○1,△1	○居外1	○2,○居外1	01	_	O1	-	○居外1	○居外1	_
		幼稚園(1号認定)		11	11	-	_	_	-	-	01	△1	01	01	-	_	-	_
		放課後児童クラブ その他児童福祉施設		37 16	34 16	_		_	O2,△1 O1,△1	○1,△1 ○1	○1	O1 —	○1,△居外1	O1 _	△居外1	○居外1	○居外1	_
	子育で支	次世代育成支援拠点施設	•	10	10	01	-	_	-	-	一		_	_	_	_	_	_
	援施設	ファミリーサポートセンター		1	1	01	_	_	_	_	_	_	-	-	_	_	-	_
		子育て支援センター		15	12	-	01	-	△1	○居外1	○居外1	01	△1	_	_	○居外1	○居外1	_
②数本立ル	学校教 弃	児童家庭支援センター		42	20	-	_	_	- - 01 A1	- -	- O1	- 01	01	- 01		_	- ○EA1	_
	学校教育 施設	小学校 中学校		23	39 21	_	_	_	○1,△1 △1	○1,△1 ○居外1,△居外1	○居外1	○1 △居外1	○1,△居外1	○1 △居外1	△居外1	- 01	○居外1 ○居外1	_
		高等学校		14	12	-	-	-	○1,○居外2	-	○1,△居外1	-	-	01	-	○居外1	△居外1	_
1		専修学校・各種学校	•	11	11	○3	01	-	△1	-	-	○2	_	-	-	-	-	-
		大学 中等教育学校	•	5 1	5	-	O1 —	-	△1	-	-	-	-	_	-	_	-	-
-	文化施設	中寺教育学校 図書館	•	8	6	_ 	_	_	_	○居外1	_ O1	_	_	── ○1(整備予定)	- 01	_ O1	○居外1	_
		博物館	•	9	6	-	-	-	-	-	○居外1	-	△居外1	-	-	-	○居外1	○居外1
1 1		美術館	•	1	1	-	-	-	-	-	△1	-	-	-	-	-	-	_
@ \C Th++-=n	亡念年+	文化・芸術施設	•	5	5	○2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	01	-	-
⑤行政施設 /	厅舎等施 設	下関市役所 (本庁舎)	•	1	1	01	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_
		支所、サテライトオフィス		14	14	01	01	-	○1(Ħテライト)	01	01	01	O1	○1(移転予定)	-	-	-	-
1		総合支所		4	2	-	_	_	-	-		-	_	_	01	01	○居外1	○居外1
		総合支所の支所 事務所	-	12	4	_ 	_	_	_	○1居外	_	_	_	_	_	O1 O1		_
⑥金融施 :	銀行	銀行		70	65	_	_ _3	_	01,∆2	○3,△3	_ 	_ _3		 O2		○2,○居外1	○居外1	○居外1,△居外:
設・郵便局		郵便局		71	56		01	_	02,△1	○3,△1	○1,△1居外	01	01	O2	01	○1,△居外1	○居外1	○居外1
⑦集会施設	集会施設	公民館等		39	28	○2	01	-	01	01	01	01	○2	○1(移転予定)	01	-	○居外2	-
1 1		集会場		29	16		_	_	_	_	-	_	△2	-	_	01	-	○居外1
		その他研修施設		7	6	O2					-			-				
⑧スポーツ :	スポーツ	総合体育館	•	1	1	_	_	01	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_

当初決定計画における誘導施設

(2) 都市機能誘導区域の設定

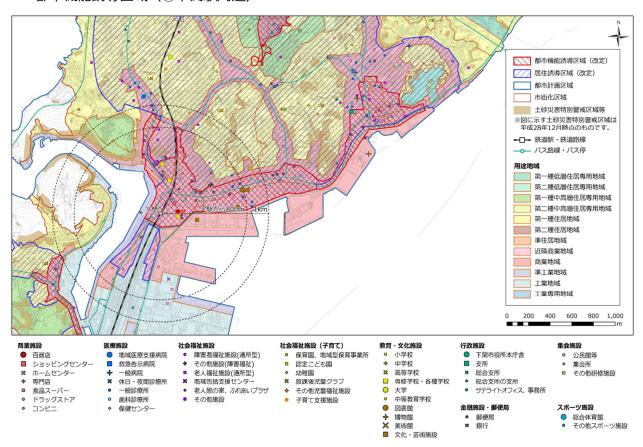
本編第5章「3)本市における都市機能誘導区域の設定方針」(P44)に基づき、「(2)都市機能誘導区域の区域設定」(P45~56)に示すとおり、都市機能誘導区域を設定しました。

■都市機能誘導区域の面積

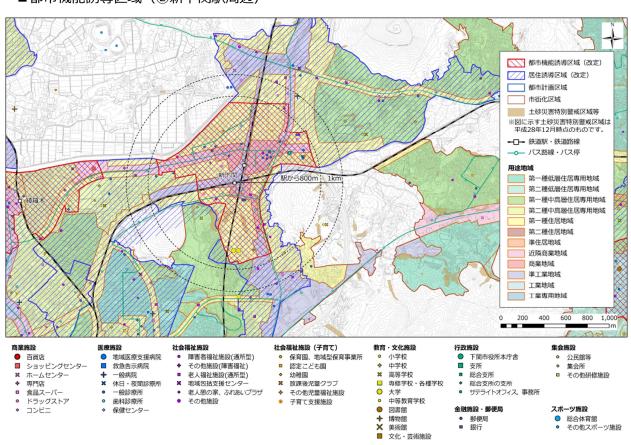
		都市機能誘導区域面積(ha)
当初	决定	191.6
見直	し後	547.4
	①中心市街地(下関駅~唐戸)	79.4
	②新下関駅周辺	99.8
	③下関運動拠点	12.5
	④山の田地区	98.8
	⑤彦島地区	9.2
	⑥長府地区	82.7
	⑦小月地区	18.1
	⑧川中地区	45.6
	⑨安岡地区	59.0
	⑩豊浦地区	25.7
	⑪菊川地区	16.6

ただし、図に示す区域内であっても、土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域(災害防止のための措置が講じられている区域を除く)、急傾斜地崩壊危険区域(災害防止のための措置が講じられている区域を除く)(都市機能誘導区域①~⑪の図面中「土砂災害特別警戒区域等」とします。)に該当する場合は、都市機能誘導区域に含みません(最新の指定状況については山口県ホームページを参照)。

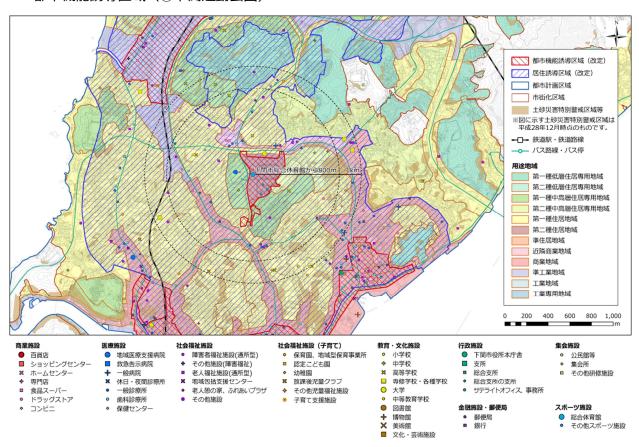
■都市機能誘導区域(①下関駅周辺)



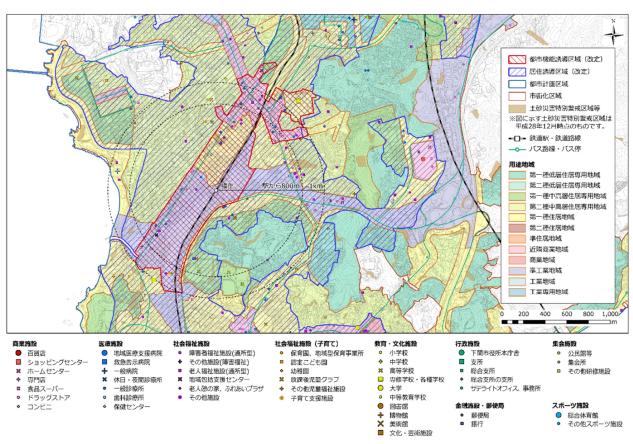
■都市機能誘導区域(②新下関駅周辺)



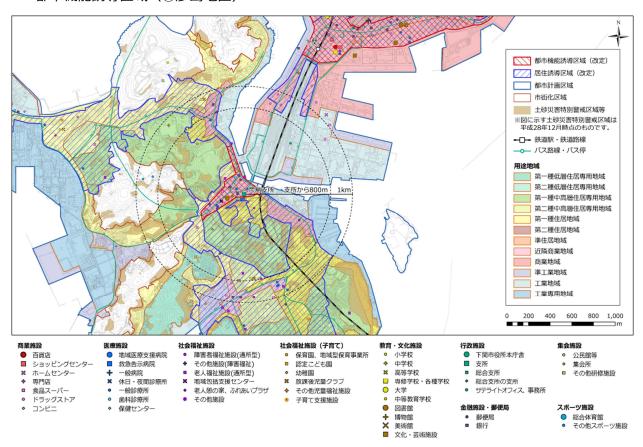
■都市機能誘導区域(③下関運動公園)



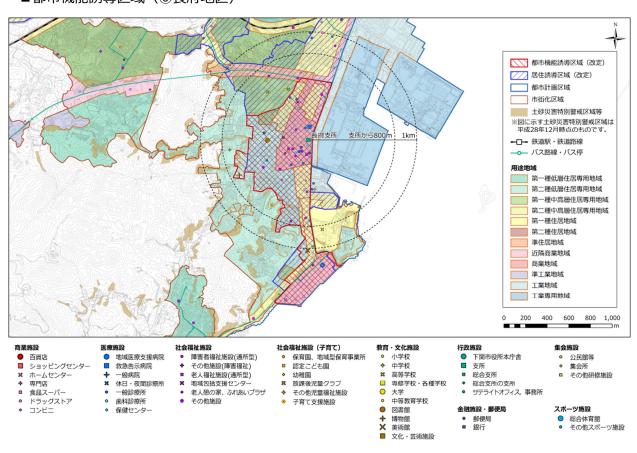
■都市機能誘導区域(④山の田地区)



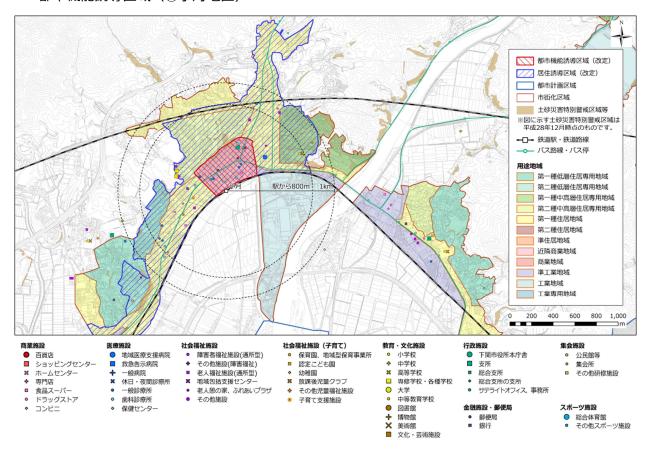
■都市機能誘導区域(⑤彦島地区)



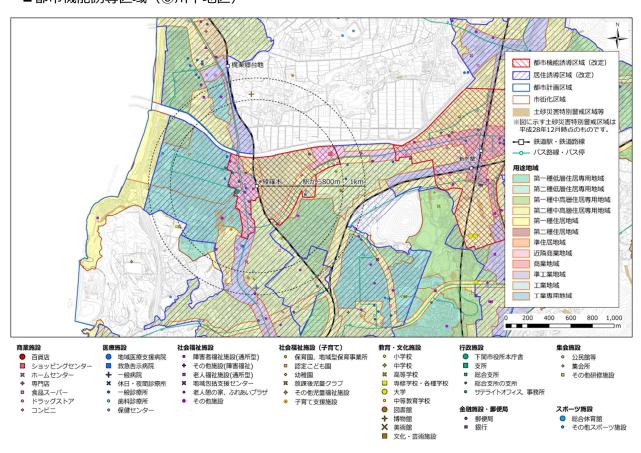
■都市機能誘導区域(⑥長府地区)



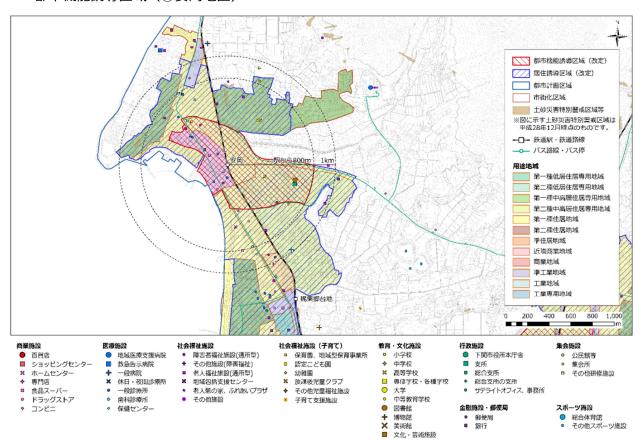
■都市機能誘導区域(⑦小月地区)



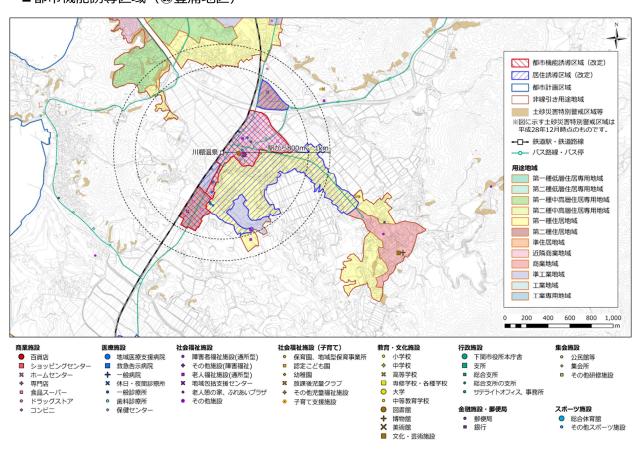
■都市機能誘導区域(⑧川中地区)



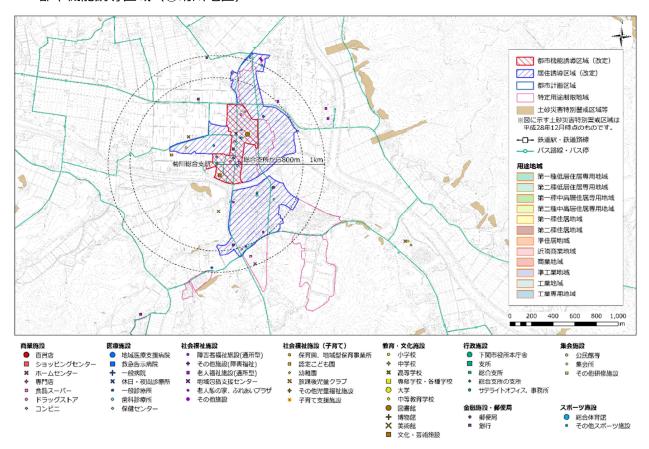
■都市機能誘導区域(⑨安岡地区)



■都市機能誘導区域(⑩豊浦地区)



■都市機能誘導区域(⑪菊川地区)



9.5 誘導施設詳細検討資料

都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方を踏まえ、各都市拠点・地域拠点の特性に応じて、本編第5章「(3)誘導施設の考え方」(P57~62)に示すとおり、誘導施設を設定しました。 各誘導施設の定義は以下のとおりです。

■誘導施設の定義

分類	が足報 誘導施設として位置 付ける施設	施設の定義
商業施設	床面積が 10,000 ㎡を 超える商業施設	-
尚未 爬政	床面積が 1,000 ㎡を 超える食料品小売業	-
	地域医療支援病院	・医療法第4条に規定する地域医療支援病院
医療施設	①病院、 ②診療所	①医療法第1条の5第1項に規定する病院(地域医療支援病院を除く)。医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するもの。 ②医療法第1条の5第2項に規定する診療所。医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。
社会福祉	老人福祉施設 (通所型)	・老人福祉法第5条の2第3項に規定する事業を行う施設 (地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護) ・老人福祉法第5条の2第5項に規定する事業を行う施設 (小規模多機能型居宅介護) ・老人福祉法第5条の2第7項に規定する事業を行う施設 (通所介護、通所リハビリテーション等)
施設	保育園、 認定こども園	・子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に 規定する保育の必要性の認定区分に応じて利用できる保 育所、認定こども園、地域型保育事業
	次世代育成 支援拠点施設	・下関市次世代育成支援拠点施設の設置等に関する条例に 規定する施設
	大学・専修学校等	・学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校、学 校教育法第124条に規定する専修学校
教育・文化	図書館	・図書館法第2条に規定する図書館
施設	博物館・美術館	・博物館法第2条に規定する博物館
	基幹的な機能を 有する文化施設	・ホール機能を有する文化施設
行政施設	基幹的な機能を 有する行政施設	・市役所本庁舎、支所、総合支所 ・下関市総合体育館
金融施設郵便局	銀行、信用金庫等 郵便局	 ・銀行法第2条に規定する銀行 ・信用金庫法に基づく信用金庫 ・労働金庫法に基づく労働金庫 ・株式会社商工組合中央金庫法に基づく商工組合中央金庫 ・農水産業協同組合貯金保険法第2条第4項第1号に規定する事業を行う施設 ・日本郵便株式会社法第2条第4項に規定する施設

9.6 用語解説

あ行

【ウォーターフロント】

関門海峡沿いの水辺空間において、公民連携の取組や、商業施設、文化施設等の複合的な開発が行われる、人が集まり交流できる場所のこと。

▶P32,P149

【エリアマネジメント】

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・ 事業主・地権者等による主体的な取組み。 ▶P4-5,P150

【沿道サービス施設】

交通量の多い幹線道路沿道で、主に車による集客を対象とした、駐車場を 有する商業・業務等施設のこと。 ▶P47

か行

【開発行為】

主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。

▶P36

【既存ストック】

これまでに整備された都市基盤(道路、公園、河川、下水道など)や公共 施設、建築物などのこと。 ▶P29-31,P151-152

【キャッシュレス決済】

現金を使わない支払い方法。

▶150

【狭あい道路】

幅員4m未満の道路で、一般交通の用に供される道路のこと。

▶P153

【協働】

パートナーシップの関係を前提として、課題や目的を共有しながら、より 良いものを創り上げていく具体的な「行為や行動」のこと。 ▶P4-5,P8,P138, P149,P153

【居住誘導区域】

人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導する区域。

▶P29,P34-37,P63, P64,P66-69, P70-73,P75-76, P78,P85,P89,P95, P97,P99,P103, P105,P111,P113, P121,P123,P125, P132-140,P148, P149,P151-152, P154-156

【急傾斜地崩壊危険区域】

がけの斜面角度が30度以上でかつ高さが5m以上のがけ地のうち、崩 壊のおそれがあるとして急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に 基づき、都道府県知事が指定する土地。

▶P35,P65,P73, P133,P138

【緊急輸送道路】

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊 急車両の通行を確保すべき路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれら を連絡する基幹的な道路のこと。

・第1次緊急輸送道路ネットワーク 県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

・第2次緊急輸送道路ネットワーク 第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、 主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

【公共交通】

電車、バス、地下鉄などの不特定多数の人々が利用できる交通機関のこ と。

▶P82,P89-90, P99-100. P115-116, P127-128, P134-135,P137, P140

P16,P23,P26-28, P30-32,P35,P42, P44,P63, P149-150,P154,

▶P2,P4-5,P7-8,

P156

▶P1-2,P8,P29,P37, P150

【公共交通ネットワーク】

公共交通により各地域を結ぶ交通網のこと。

【公共交通不便地域】

鉄道やバス等の公共交通サービスを受けることが困難な地域のことをい う。

▶P151

【公共施設マネジメント】

高度成長期などに整備した公共施設が一斉に更新時期を迎えることや、 人口減少・少子高齢化にともなう財政収支の動向を踏まえ、公共施設を行政 経営の観点から総合的かつ統括的、効率的に管理運営・利活用する仕組み。

▶P152

【高次都市機能】

市民の日常生活を支える居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能な どの都市機能に加え、広範囲な地域を対象とした質の高い都市サービスを 提供する多機能型の都市機能のこと。

▶P6,P29-30,P32, P58,P149

【交通結節(点・機能)】

複数の交通機関が結節する場所でその乗換や移動を円滑に行う機能のこ と。

▶P6,P46,P58,P150

【交通体系】

異なる種類の交通機関によって構成される交通全体の仕組み。

▶P8,P27,P150

【交通モード】

鉄道・海運・自動車・航空などの交通手段。

▶P8

【交流人口】

地域に住んでいる人(定住人口)に対するもので、通勤・通学、観光、、 買い物などを目的に、その地を訪れた人口をいう。 ▶P149

【高齢化率】

人口に占める高齢者(65歳以上)の割合。

▶P9-10

【コンパクト プラス ネットワーク】

病院や商業施設等の各種都市機能を一定のエリアに集約化し、各地域を 公共交通でネットワーク化することで誰もが都市機能を共有できる概念を いう。 ▶P150

【コンベンション】

人や物、情報の交流等を目的に開催される会議、大会、展示会、イベント 等のこと。 ▶P6,P58,P149

さ行

【山陽自動車道】

高速自動車国道。宇部下関線が下関ジャンクションで中国縦貫自動車道 に接続している。 ▶P7

【自主防災組織】

災害時、地域住民が自発的に、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・ 給食などの防災活動を行う組織のこと。自治会や町内会単位で結成される ことが多い。 ▶P140,P147

【下関北九州道路】

本市と北九州市を結ぶ地域高規格道路。既存道路ネットワークの課題の解消や関門トンネル・関門橋の代替機能の確保、さらには循環型ネットワーク形成による下関・北九州地域の発展に大きく寄与するもの。

▶P7

【市街化区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域のこと。

▶P14,P26,P28,P63

【市街化調整区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、開発行為は原則禁止として、市街化を抑制すべき区域。

▶P14,P27,P35,P63, P151

【地すべり防止区域】

地すべりが発生している区域と、その恐れが極めて大きい区域やこれら に隣接する区域のうち、崩壊による被害の除去又は軽減することを目的に、 国土交通大臣が地すべり防止法に基づいて指定する区域のこと。 ▶P35,P65,P73, P138

【次世代育成支援拠点施設】

次代を担う子どもたちを多世代で育み、子どもの健全な育成と子育てをしている家庭の支援を図るもの。本市ではJR下関駅ビル内の「ふくふくこども館」が該当する。

▶P60,62

【シティプロモーション】

地域固有の資源等の魅力を発掘・向上させ、これらについて戦略的・効果 的に内外へ情報発信していくことにより、地域のイメージアップを図り、活 性化につなげていく取組み。 ▶P151

【生活利便施設】

官公庁や駅、図書館、郵便局等の公共公益施設、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の買物施設、銀行やサービス店舗等の事務所施設などの日常生活を送るうえで頻繁に利用する施設のこと。

▶P58

【総合計画】

市の行政運営の最も基礎となる計画であり、まちの将来像とその実現の ための施策体系、施策の方向内容などを示すもの。都市計画マスタープラン の上位計画に位置付けられる。 ▶P1-2,P3,P138, P148

た行

【地域コミュニティ】

地域の住民が地域のための活動を行う集団。基礎的な組織としては、町内 会や自治連合会など。 ▶P1-2,P63,P150

【地区計画】

地区の特性にふさわしい良好な市街地を整備・保全するため、建築物の建築等に関して必要な事項をきめ細かに定めて、街区内の建築行為等を規制・誘導していくために、市町村が都市計画として定める制度。

▶P140,P146

【中国縦貫自動車道】

高速自動車国道。本市内には下関インターチェンジ、小月インターチェンジ、王司パーキング、下関ジャンクションがある。

【都市機能】

居住機能、商業機能、公共公益機能など都市的サービスを提供する諸機能。

【都市機能誘導区域】

商業、医療・福祉施設等の日常生活を送る上で必要となる都市機能を都市の中心的な拠点等に誘導・集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域のこと。

【都市基盤(施設)】

道路・公園・河川・下水道などに代表され、都市活動(生活や産業活動)を支える基幹的な施設のこと。

【都市計画運用指針】

各地方公共団体が適切に都市計画制度を活用することができるように、 都市政策を進めていくうえでの考え方について国が示したもの。

【都市計画基礎調査】

都市計画法に基づき、都市現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査。収集されたデータを基に調書、位置図、建物利用現況図が作成され、GISにも活用されている。

【都市計画区域】

(都市計画区域)

都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を図る必要がある区域として、都道府県が指定する区域のこと。用途地域の指定や都市施設(道路や公園等)の整備等が行われる。建築基準法における集団規定が適用され、基本的に建築物の建築に確認申請が必要となり、交通上、安全上、防火上及び衛生上、一定基準を満たした建築物が建築される。

(線引き都市計画区域)

都市が無秩序に拡大するのを防ぐことを目的として、都市計画区域を市 街化区域と市街化調整区域の2つのエリアに区分した都市計画区域のこ と。市街化区域では市街化を推進し、市街化調整区域では市街化が厳しく制 限される。

(非線引き都市計画区域)

線引き都市計画区域のような市街化区域と市街化調整区域の区域区分のない都市計画区域。

▶P7

►P1-2P4,P6-8,P17, P26,P28,P29-32, P34,P42-58, P148,P149-151, P154

►P29,P34,P44-59, P63,P64, P149-152

▶P4-5,P30,P42, P151

▶P35

▶P11,P14

▶P1-2,P4-5, P13-15,P17-22, P26-28,P32,P35, P63,P131

【都市計画法】

都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として昭和43年(1968年)に制定された法律。都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律である。

【都市計画マスタープラン】

都市計画法に基づいて定めた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」 のことであり、都市計画マスタープランに基づき都市計画の運用が行われ る。都市計画に関する最上位計画となる。なお、令和4年(2022年)3月 に下関市都市計画マスタープランを策定している。

【都市構造】

道路、鉄道などの根幹的な都市施設や河川などの大規模な地形・地物を骨格として、都市の機能や土地利用をイメージする空間構成を表現したもの。

【都市再生特別措置法】

都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上(都市の再生)を図り、都市の防災に関する機能を確保するための法律で、平成26年(2014年)の一部改正では、コンパクトなまちづくりを促進する立地適正化計画制度などが整備された。

令和2年(2020年)の一部改正では、立地適正化計画に記載すべき主な 事項として、防災指針が新たに定められた。

【都市施設】

都市計画法に基づき、都市計画として定められる施設の総称。道路や公園、下水道、駐車場をはじめ、その他市場、ごみ処理場などのまちの中で基幹的、骨格的な機能を持つ公共施設などのこと。

【土砂災害(特別)警戒区域】

土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。指定された場合は、土砂災害の危険の周知、警戒避難体制の整備等が行われる。

また、土砂災害特別警戒区域については、警戒区域のうち土砂災害が発生 した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ず るおそれがあると認められる土地の区域。指定された場合は、特定開発行為 に対する許可制、建築物の構造の規制、建築物の移転の勧告や支援措置等が 行われる。 ▶P1-2,P154

▶P2,P6,P29,P42, P49-56,P63,P131

▶P1,P6-7,P23, P29-33,P35,P42, P44,P58,P149, P151,P154,P156

▶P1-2,P64,P157

▶P82

▶P36,P65,P72, P133,P138

な行

【南海トラフ巨大地震】

静岡県から宮崎県付近を震源域としてプレート間断層域で最大 M9.1 の巨大地震が想定されているもの。

▶P64

【認定こども園】

保護者の働いている状況にかかわりなく、どの子どもも、教育・保育を一緒に受けることができる、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。

▶P60,62

は行

【パーク&ライド】

自宅から最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自動車で行って駐車し、 そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法のこと。 ▶P150

【バリアフリー】

障害者、高齢者、妊婦や子ども連れの人などが社会生活をしていく上での、物理的な障壁や社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方。

▶P150

【防災拠点】

地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等 の災害応急活動の拠点となる施設(消防署や病院、市庁舎、学校など)。 ▶P43,P57

ま行

【道の駅】

道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、道の駅をきっかけに活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」、の3 つの機能を併せ持つ国土交通省により登録された施設のこと。

▶P42-43,P56-57

や行

【優良建築物等整備事業】

市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るための国の制度要綱に基づく事業で、土地の共同化などによって共同住宅等を建設する場合に、土地整備費、共同施設整備費等の一部に補助金が受けられるもの。

▶P150-151

【用途地域】

都市計画法上の地域地区のうち最も基本的な地域であり、住宅地の望ましい環境づくりや、商工業に適した地域づくりなど、それぞれの地域にふさわしい発展を促すために定められる。地域区分には大きく分けて「住居系」「商業系」「工業系」の3つがあり、そのなかでさらに細かく分けられ全部で13種類ある。各区分によって、建てられるものと建てられないもの、その用途や規模、形態などが規定される。

►P14,P26,P28,P35, P43-44,P63,P151

【用途白地地域】

非線引き都市計画区域(本市における下関北都市計画区域が該当)内において、用途地域の指定が行われていない区域を指す。

▶P27-28,P63

ら行

【ライフサイクルコスト】

製品の調達・製造から使用、廃棄までに要するコストの総額。

【ライフライン】

電気、ガス、水道、電話、食料流通など生命、生活を支えるシステム。

【立地適正化計画】

都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導により、行政、住民、民間事業者が一体となって"集約型都市構造"に向けた取組みを推進する計画。

【レクリエーション】

仕事等による疲れをいやし、心身を回復させるための様々な活動。

▶P27

▶P133-137,P140,

▶P1-2,P4-5,P34, P64,P148

▶P6,P48,P55-56